

付金予算額との整合性を図ることによって資金の有効活用に努めるべきである。

(17) 貸付金の延滞について早期の対応が必要なもの

農業改良資金の収入状況について、上表により最近の10年間で前半後半で比較すると、収入率において前半98.7%後半93.6%と収入率100%に近い状況から5.1ポイントも下回っており、平成13年度においては86.1%と12.2ポイントも下回り、年々収入率は低下傾向にある。

平成13年度末における収入未済額(64,192千円)即ち延滞額について年度別内訳(表19)をみると、ここ2年間は自己破産申請による高額な繰上償還が見受けられる。

(表19) 農業改良資金延滞額年度別内訳

年度	件数	人数	延滞額	備考
平成5	1	1	960	
6	5	1	4,802	
7	4	1	3,734	
8	3	1	2,772	
9	1	1	896	
10	1	1	896	
11	3	2	4,510	
12	5	4	22,201	うち18,070千円繰上償還分
13	10	9	23,421	うち10,979千円繰上償還分
計	33	延22	64,192	

(単位：件、人、千円)

これを延滞者別にみると延滞額64,192千円に対する延滞者は11名(33件)であり、このうち1千万円以上の高額延滞者が3名(23件)、49,411千円で全体の延滞額の52.5%を占めている。また、高額延滞者の中には平成5年度より監査日(平成14年9月29日)現在まで期間延滞している者がある。これら高額の延滞者については連帯保証人への請求、一時繰上げ償還命令等一連の手続き及び支払交渉は行われているが十分な成果を得るに至っていないことから、引き続き支払交渉の努力が必要である。

また、平成13年度においては新規の延滞者が7名発生しているため、延滞の長期化を防止するため早期の実態把握等適切な対応措置が必要である。

(18) 農業改良資金貸付金に係る事業完了届を提出させるべきもの

生産方式改善資金等の農業改良資金貸付事業については、次のとおり、「貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付けを受けた事業が完了した後30日以内に事業完了届を知事に提出しなければならない。なお、団体で貸付を受けた場合には、当該事

業完了届に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする」(山梨県農業改良資金貸付規則第8条)とされている。

しかしながら、農業改良資金に係る事業完了届の5年間の提出状況をみると、表20のとおり、平成10年度を除いて悪く、事業完了届の提出率は平成14年9月末現在88.5%であり、事業完了届の未提出の状況がこのような水準にあるのは適切ではない。

(表20) 農業改良資金事業完了届提出状況

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
貸付金額	321,752千円	263,531千円	248,395千円	248,081千円	102,909千円
貸付件数	106件	82件	70件	70件	37件
完了届提出数	86件(81%)	82件(100%)	68件(97%)	54件(77%)	33件(89%)

(注) 農業改良資金特別会計貸付金のうち、就農支援資金貸付金を除く。

借受者から貸付事業完了届が提出されることによって、はじめて貸付事業の完了確認が可能となることから、農協を通じて農業改良資金事業完了届を提出させるべきである。

12. 就農支援資金 (No15)

<農政部 農業技術課>

【概要】

就農支援資金は、農家の高齢化が進む中で農業の持続的な発展のために時代を担う効率的、安定的な農業の担い手に相応しい人材の確保・育成が急務であり、その一方策として、新規就農希望者の円滑な就農のため就農に向けた研修、準備及び経営開始時の各段階での資金の貸付を行う制度である(青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法一平成7年度制度創設)。県は、就農支援資金のうち就農研修資金及び就農準備資金の原資を県農業振興公社(青年農業者等育成センター)に無利子で貸し付け、就農施設等資金については農協等金融機関に無利子で貸し付けている。認定就農者に対する貸付条件等は次のとおりである。

- 貸付対象者：認定就農者(知事が就農計画を認定した者)
- 貸付主体：県農業振興公社(青年農業者等育成センター)及び農協等金融機関
- 貸付限度額：
 - 就農研修資金一農業大学校等120万円、先進農家等360万円
 - 指導研修200万円

- 就農準備資金—200万円
就農施設等資金—(青年) 初年度2,800万円、2～5年目900万円
(中高年) 初年度1,800万円、2～5年目900万円
- 貸付利率：無利子
- 貸付期間：
就農研修・準備資金(青年) 4年据置12年以内、(中高年) 2年据置7年以内
就農施設等資金 5年据置12年以内
- 償還方法：均等年賦

【指摘または意見】

(19) 就農支援資金の資金貸付額について見直すべきもの

就農支援資金のうち県の果農業振興公社に対する就農研修・準備資金についてみると、資金貸付額は9,000万円(平成7年度～同9年度各3,000万円貸付)である。同公社における貸付財源、貸付状況及び貸付資金の翌年度繰越状況は表21のとおりである。

(表21) 貸付財源及び貸付実績等調べ

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
貸付財源	30,000	32,400	47,355	48,865	48,167	43,066	49,576	
前年度繰越	—	2,400	16,400	44,505	44,665	39,717	33,916	
県の貸付	30,000	30,000	30,000	—	—	—	—	
借入金	—	—	995	4,360	3,498	3,323	15,649	
運用益	—	—	—	—	4	26	11	
貸付実績	19件 27,600 92.0%	11件 16,000 49.3%	2件 2,850 6.0%	5件 4,200 8.6%	9件 8,450 17.5%	8件 9,150 21.2%	6件 7,350 14.8%	
翌年度繰越	2,400	16,400	44,505	44,665	39,717	33,916	42,226	

(注) 貸付実績欄の率(%)は貸付額/貸付財源×100である。

県は毎年度貸付計画を作成しているが貸付計画額と貸付実績をみると、毎年度、同公社の貸付財源がほぼ貸付計画となっている。これを同貸付財源に対する貸付実績の率で示すと計画に対する貸付実施率は初年度、次年度を除き、13.5%(最近5年平均13.5%＝32,000/237,029×100)と非常に悪い。同公社における就農研修・

準備資金の平成13年度末貸付現在額は47,815千円(青年42,215千円、中高年5,600千円)である。年平均貸付額は6,400千円(32,000千円/5年)で、年平均繰越額41,006千円(205,029千円/5年)と比較すると翌年度繰越額は貸付額に対して大幅なゆとりがある。当該資金の就農希望者に対するPR不足もあるが、認定就農者190人(平成13年度末現在)の貸付対象者及び貸付実績を踏まえると貸付計画(貸付財源)が過大で公的資金が遊休化していることから、PRに努めるとともに、同公社に対する資金の貸付額についても見直すべきである。

(20) 就農支援資金貸付実績報告書を徴取すべきもの

就農支援資金のうち就農施設等資金は、県が農協等金融機関へ無利子で貸付け、当該金融機関が認定就農者に貸付けを行う間接融資の方法をとっている。平成13年度においてはフルーツ山梨農協(1件—15,000千円)及び梨北農協(2件—3,662千円)が当該資金を借受け、次の認定就農者(3人)に対して貸付を行っている。

- ① A(フルーツ山梨農協) —貸付対象者：鉄骨ハウス(ぶどう) —貸付額：15,000千円—県の貸付決定：13,12,18
- ② B(梨北農協) —貸付対象者：草刈機、トリヤ一苗木、トリス(醸造用ぶどう) —貸付額：1,313千円—県の貸付決定：14,3,11
- ③ C(梨北農協) —貸付対象者：動噴、管理機、乗用モア、シュレッダー、軽トラツク、背負動噴(ぶどう、りんご、ブルーベリー) —貸付額：2,349千円—県の貸付決定：14,3,11

ところで、認定就農者が就農施設等資金を借り受けて行う事業については、事業効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、センター及び法第17条第1項に規定する融資機関による貸付決定後速やかに着手し、資金の交付後3ヶ月以内に完了することとする。また、借受者は事業完了後30日以内に実績報告書(事業完了年月日、資金の用途等を記載)をセンター又は融資機関に対して提出するものとする(平成7.2.15付7農畜第949号農林水産省強園芸局長通知)。また、融資機関は認定就農者の就農施設等資金借受事業実施報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められたときは、速やかに知事に対し実績報告を行うものとする(山梨県就農支援資金貸付金貸付要領)と規定されている。しかしながら、監査日(14.9.6)現在、融資機関である2農協から借受者の事業完了の報告等を含めた実績報告書が提出されていない。

貸付資金の効果的な利用を図るうえで事業完了報告書等実績報告書は重要であることから規定に従って実績報告書を徴取すべきである。

13. 林業公社造林推進事業資金 (No16)

< 森林環境部 森林整備課 >

【概要】

財団法人山梨県林業公社（以下、林業公社とする。）が行う分収造林事業に要する経費に対して貸付を行う。また、森林整備活性化資金の円滑な借入れを図るための利子助成を行う。平成13年度末融資残高は100億65百万円となっている。

- ・ 利率：平成10年度貸付分から無利子
平成7年度まで4.5%、平成8～9年度は3.5%
- ・ 分収林面積：8,116ha（ヤギ1,200ha、ヒキ5,300ha、フカヤ1,200ha、カヤ400ha）
- ・ 分収契約件数：2,204件
- ・ 分収割合：地権者30～40%、公社60～70%

【指摘または意見】

(21) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの
 県の貸付金は、現在林業公社の事業費の10%と管理費の全額に充てられている。管理費のうち79%は農林漁業金融公庫からの借入金と元利金の返済である。この貸付金の県への返済は、主伐時の分収収入（木材売却収入）に依存している。この制度は、昭和40年から始まっており、最初の主伐は平成16年からの予定であったが、材木価格の低迷により早期した分収収入が期待できないこと及び最近の木材需要からも大径材が有利であることから、アンケータ等による地権者の意向を踏まえ主伐時期の延期を行っている。
 しかしながら、現在の材木価格では伐採時に投資費用の回収が困難であることが予想されることである。
 平成13年度末に林業公社が、現在の材価で全ての分収林が主伐時（平成26年頃）から平成67年頃）に売却されたとして収支計算を行っており、以下のようになっている。

収入	909	億円
補助金	85	億円
公庫借入金	127	億円
県借入金等	377	億円
伐採収入	320	億円
収入計	909	億円
支出	212	億円
事業費	212	億円
一般管理費	94	億円

分収交付金	127	億円
公庫償還金	283	億円
県償還金等	420	億円
支出計	1,136	億円
収支差額	▲227	億円

このように、収支尻は227億円のマイナスとなっており、このマイナスは県が負担することになるのでこのままの材価が続くならば県の貸付金および利息の返済可能額は40%から50%ということになる。

林務行政が経済林の確保から、環境林の整備へと変化している現在、この県の貸付制度自体も抜本的な変革が必要と考える。

14. 分収育林事業貸付金 (No18)

< 森林環境部 森林整備課 >

【概要】

山梨県林業公社が行う分収育林事業（緑のオーナー制度）に要する経費（巡視管理費用のみ）に対して貸付を行う。平成13年度末融資残高は16百万円となっている。

- ・ 利率：平成10年度貸付分から無利子
昭和61年度貸付分4.5%、
昭和62年度から平成9年度までの貸付分2%
- ・ 分収育林面積：61ha（1口につき10a）
- ・ 出資口数：574口（1口30万円）
- ・ 分収割合：オーナー50%、地権者40%、公社10%

【指摘または意見】

(22) 公社造林事業と同じ
 毎年60万円ほどの貸付を行っており少額ではあるが、材木価格の低迷により公社造林推進事業資金と同様な問題がある。

15. しいたけ原木確保資金 (No22)

＜森林環境部 林業振興課＞

【概要】

県単独事業であり、要綱なく、特用林産協会から山梨県森林連合会（以下、県森連とする。）を通じて各森林組合にしいたけ原木の仕入れ資金を貸し付ける。各組合は、しいたけ原木等をしいたけ栽培組合員に販売する。資金の流れ等は以下のようになっている。

- 資金の流れ
 県 → 特用林産協会 → 県森連 → 各森林組合
- 貸付金 8 千万円 8 千万円 8 千万円
- 利率 1% 1.4% 2%
- 期間 年度内返済、よって期末残高なし

【指摘または意見】

(23) 貸付金の利用実績に応じて貸付金額、方法を見直すべきもの
 貸付金の根拠となる借入金申請書と実績報告書の添付書類の計画数量と実績数量について、平成 12 年度と 13 年度の合計は同じである。したがって貸付総額も一致している。しかし、平成 12 年度と 13 年度で各森林組合の原木確保本数は異なり、この結果各森林組合への貸付額は 12 年度と 13 年度では異なる。
 ところが、各森林組合の実績の原木仕入れ額その他、オガ粉、種菌金額を含む仕入れ資金としての利用実績は表 22 のようになっており、利用割合が 12 年度 59%、13 年度 44%と低い。すなわち、未利用の資金は実質的に各組合に対する運転資金として利用されている。

(表 22) しいたけ原木等の仕入れ額と貸付額の利用実績

年 度	原木本数 (実績表)	実際仕 入本数	貸付額	利用実績	割合
平成 12 年度	353, 000	32, 277	80, 000	47, 190	59%
平成 13 年度	353, 000	16, 585	80, 000	35, 358	44%

(単位：千円)

また、本来各森林組合（県森連も仕入れているので含む）、特用林産協会に参加する企業・事業者に貸し付けるものであるとしたならば、特用林産協会、県森連を二重に迂回する必要はないはずである。利率の違いをもって間接融資を行っており、現状では森林組合以外に貸し付けておらず、二重に段階を踏むのは非効率である。なお、特用林産物協会の収支計算書に借入金、貸付金の収入支出の記載がなく受取利息と支払利息の差額が収入として記載されているので適切に指導されたい。

よって、貸付金の利用計画と実績の報告の内容を実態に合わせるとともに、利率の見直しも含め、貸付けの方法等を見直されたい。

16. 県産材流通活性化資金 (No23)

＜森林環境部 林業振興課＞

【概要】

本資金は昭和 63 年度に創設された山梨県単独の貸付制度である。平成 6 年度までは、県森連のみに貸付ていたが、平成 7 年度からは県森連に一括貸付（証書貸付）されたのち南部町森林組合に、平成 10 年度からは甲斐東部材産地形成事業協同組合に貸付けが行われている。

- 資金を運用できる事業の範囲は次のようになっている。
 - ① 木材共販に係る手形取引、売却債権による取引を行う場合の必要な経費
 - ② 木材共販に係る出荷材売渡代金の内渡しを行う場合の必要な経費
 - ③ 木材共販に係る木材の集荷配達を行う場合の必要な経費
 - ④ 木材共販に係るばい積等市場機能を高めるための事業を行う場合の必要な経費
- 貸付けにあたっては資金運用計画が出され、事業終了後には実績書が提出されている。

【指摘または意見】

(24) 不動産担保等による物上保証を確保すべきもの
 県と取り交わされている借入証書第 6 条に基づき山梨県森林組合連合会の理事 3 名が個人として連帯保証しているが、物的担保をとっていない。
 資金の範囲は営業全般にわたるものであり、平成 12 年度 174, 000 千円・平成 13 年度 175, 000 千円と多額であり金額は毎期若干かわるものの固定資金そのものであり、現在のような経済変動の激しいときには、債権保全のため貸付先の不動産担保等による保全、あるいは連帯保証人の所得財産証明書類等の入手により連帯保証人の適格性について検討するようにされたい。

17. 木材産業等高度化推進資金 (No24)

＜森林環境部 林業振興課＞

【概要】

昭和 54 年に林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行により、農林漁業信用基金法により県が金融機関に貸し付ける制度的融資である。国と県が同額で金融機関に預託し農林漁業信用基金（以下、基金とする。）が借受者の債務保証を行う。
 県が合理化計画の承認を行うことが金融機関の融資条件になっている。

- 貸付金の流れ
 国 → 基金 → 県 → 金融機関 → 借受者
 ー出資→ ー貸付→ ー預託→ ー貸付→
- 利率：基金の県への貸付 0.5%～1.0%
 県の金融機関への預託 0.5%～1.0%
 金融機関の貸付 1.5%～2.6%
- 保証料：借受者の基金への保証料率 0.65%
- 期間：金融機関は年度内に返済、よって年度末残高なし
- 預託金：1億15百万円

【指摘または意見】

(25) 合理化計画の策定が形式的であるもの

県は合理化計画の承認を行うことになっているが、平成12年度における2組合の合理化計画申請書における生産量の計画は次のようになっている。

(表 23-1) 甲斐東部材製材協同組合

平成12年10月1日計画 (平成12年8月2日申請)		(単位 m ³)	
年度	素材	製品	計
現況	2,070	1,383	3,453
第1年度	3,500	2,450	5,950
第2年度	3,600	2,500	6,100
第3年度	3,700	2,600	6,300
第4年度	3,800	2,650	6,450
第5年度	3,900	2,700	6,600
			増加量
			増加割合
			72%
			3%
			3%
			2%
			2%

(表 23-2) 甲府国産材加工生産組合

平成13年4月1日計画 (平成13年3月2日申請)		(単位 m ³)	
年度	国産材	外材	計
現況	5,936	35	5,971
第1年度	8,000	37	8,037
第2年度	8,200	39	8,239
第3年度	8,400	41	8,441
第4年度	8,600	43	8,643
第5年度	8,800	45	8,845
			増加量
			増加割合
			35%
			3%
			2%
			2%
			2%

上記2件の計画とも、第1年度の増加量が大きく、それ以降の伸びが絶対量で定まらなくなっている。これは、木材産業等高度化推進資金の申請の要件に1人あたり生産量を増やすことが条件となっているので、計画においてこの要件に合致するように作成する結果となる。しかし、第1年目の実績は表24のようになっている。

根拠があるといえないので、国の制度の趣旨を考慮し、木材産業者が、現実にそつた経営を円滑に行えるように申請の基礎となり、かつ弁済の基礎となる経営計画の申請手続きを検討されたい。

(表 24) 平成13年度の計画と実績の差異

区分	計画	実績	差異	実績割合	
				計画	実績
甲斐東部組合					
生産量	6,100	2,038	△4,062	33%	
事業費	103,750	58,524	△45,226	56%	
甲府国産材					
生産量	8,037	2,347	△5,690	29%	
事業費	80,000	42,162	△37,837	52%	

18. 林業改善資金 (No25)

＜森林環境部 林業振興課＞

【概要】

昭和51年度に林業改善資金助成法に基づき、森林所有者、造林業者、素材生産者、森林組合等に対する貸付金である。貸付、徴収事務を山梨県森林組合連合会、各森林組合に委託している。

この資金の種類は、次のように多岐にわたっている。

- ① 林業生産高度化資金 団地間伐促進資金ほか6種類
- ② 新林業部門導入資金
- ③ 林業労働福祉施設資金 安全生産施設資金(ほか2種類)
- ④ 青年林業者等養成確保資金 研修教育資金(ほか1種類)

【指摘または意見】

(26) 利用実績のない貸付金について利用の向上を図るべきもの

上記資金のうち、林業生産高度化資金7種類のうち①被害森林整備資金、②複層林転換促進資金、③施業受委託促進資金、林業労働福祉施設資金3種類のうち④安全生産施設資金、⑤福利厚生施設資金、青年林業者等養成確保資金2種類のうち⑥研修教育資金、及び⑦新林業部門導入資金は、利用実績の無い資金である。

この制度は、間伐の推進、能率的な技術の導入などを助長する資金を対象経費(機械・施設)が細分化されており国が指定した資金メニューに合致した場合に貸し付けられる資金のため、需要者のニーズに合わない資金は利用されなかった。